

非公募の理由

施設名	理由
<p>宮ヶ瀬やまなみセンター、 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び 鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖 力又一場</p>	<p>宮ヶ瀬湖周辺地域のこれまでの経緯 宮ヶ瀬湖周辺施設は、ダム建設と併せて周辺地域の振興・活性化を図ることを目的として、国・県・地元市町村の役割分担を踏まえて設置された。 施設管理に当たっては、ダム湖の水質や自然環境の保全とダム建設に協力をいただいた地域・住民のための振興と発展への寄与という、二つの目的を同時に達成するための管理主体が必要となった。 そのため、国・県・地元市町村の合意のもと「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立された。 周辺施設の一体的な指定管理の必要性 宮ヶ瀬湖周辺施設は、周辺地域の振興のため一体的に計画・整備された経緯があるが、単年度ごとに各所管局がそれぞれ管理委託を行っているため、事業者による長期的ビジョンに立った計画的な運営や、施設間の連携による効果的な運営が困難であるという課題がある。 そこで、これらの施設を一体的に管理運営する指定管理者制度を導入することとした。 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者に求められる要件 宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理する指定管理者には、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、次の要件を満たすことが不可欠である。 ・宮ヶ瀬ダムが、水没地域の住民並びに地元市町村の多大な協力により実現したことに対する深い理解があること。 ・単なるサービスの向上と効率的な運営を図ることに留まらず、水質と自然環境の保全を図りながら、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を担えること。 ・周辺地域の活性化推進事業の実施に当たり、国・県・地元市町村とのスムーズな連携を図ることができること。 ・指定管理者となることについて地元市町村から合意が得られること。 こうしたことから、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理する指定管理者に求められる要件を満たす者としては、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が適当と考えられる。 そこで、指定管理者の選定方法を一者指定・非公募とし、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を指定管理者の候補とする。</p>